

地境川除普請出入に付、和融内済のこと) 柳沢村名主幸右衛門(印)、組頭仙助(印)、同清五郎、百姓代栄助(印)、壁田村名主新左衛門(印)、同庄左衛門(印)、組頭九右衛門(印)、同彦市(印)、同市右衛門(印)、同伊左衛門(印)、百姓代平兵衛(印)、同九左衛門(印)→中野村林右衛門殿、銀八殿、新右衛門殿 81-1~3は旧封筒一括、竹内平左衛門役所宛済口証文写あり			
差上申内済証文之事(高井郡夜間瀬川通字上川原壁田村地境川除普請出入に付、和融内済のこと) 柳沢村名主幸右衛門、組頭仙助、清五郎、百姓代栄助、同郡壁田村名主新左衛門、同庄左衛門、組頭九右衛門、彦市、市右衛門、伊左衛門、百姓代平兵衛、九左衛門、同郡中野村郷宿銀八、同新右衛門、組頭林右衛門→竹内平左衛門様御役所 竹内平左衛門役所宛内済証文控カ	寛政10年午4月	縦継紙・1通	B-81-2
差上申内済証文之事(高井郡夜間瀬川通字上川原壁田村地境川除普請出入に付、和融内済のこと) 柳沢村名主幸右衛門、組頭仙助、清五郎、百姓代栄助、同郡壁田村名主新左衛門、同庄左衛門、組頭九右衛門、彦市、市右衛門、伊左衛門、百姓代平兵衛、九左衛門、同郡中野村郷宿銀八、同新右衛門、組頭林右衛門→竹内平左衛門様御役所 竹内平左衛門役所宛内済証文控カ	寛政10年午4月	縦継紙・1通	B-81-3
屋敷分一札之事 屋敷持主新八、同断音八、立合源之丞→御名主林右衛門様	寛政12年申正月	縦紙・1通	A-236
差出シ申一札之事(湯屋商売の営み方) 中野西町宗五郎、同所親類立合喜八、同所組立合伊野右衛門→中野村御村役人中	寛政10年午9月	縦紙・1通	A-201
乍恐以書付奉願上候(大火難渋につき拝借金返済延期願) 高井郡中野村拝借人・名主権之丞、ほか3名→大草太郎右衛門様中野御役所 与頭・百姓代の奥書あり	文化12亥年11月	縦紙・1通	A-118
一札之事(牢番役勤め方の儀に付他) 22-1~3は旧封筒一括	寛政12年申3月20日	堅切紙・1通	B-22-1
一札之事(牢屋御番の儀に付他) 村々穢多連印→中野村牢守孫右衛門 中野村名主林右衛門奥書を記した付紙あり	享和元年酉12月	縦継紙・1通	B-22-2
一札之事(牢屋御番の儀に付他) 村々穢多連印→中野村牢守孫右衛門	寛政11年未3月	縦継紙・1通	B-22-3
乍恐以書付奉願上候(字いかり場鮭川獵出入に付、和談内済のこと) 水内郡青倉村訴訟人忠右衛門(印)、与右衛門(印)、治左衛門(印)、重右衛門(印)、金兵衛(印)、新左衛門(印)、佐右衛門(印)、彦右衛門(印)、由左衛門(印)、助左衛門(印)、藤助(印)、相手庄左衛門(印)、磯右衛門(印)、八郎右衛門(印)、藤五郎(印)、源太郎(印)、佐五右衛門(印)、市郎右衛門(印)、五左衛門(印)、勘右衛門(印)、伊右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郡中代源太左衛門殿、郷宿弥助殿、同弥五左衛門殿、西大瀧村名主善右衛門殿、白鳥村三右衛門殿、平瀧村名主富右衛門殿 84-1~2は旧封筒一括、上野四郎三郎役所宛済口証文写あり	寛政12年申10月	縦継紙・1通	B-84-1
(字いかり場鮭川獵出入に付、和談内済のこと) 84-1の下書		縦継紙・1通	B-84-2
(産神江相納候願書につき) 信州中野村大乘寺→間山村与惣右衛門殿、芦沢長門殿	寛政12年申11月	縦紙・1通	B-286
(質地証文、質代金6両) 中野村質渡主久兵衛、請人嘉右衛門→小田中村忠左衛門殿 前欠、印に墨消	寛政12年申12月	縦継紙・1通	A-164
乍恐以書付奉願上候(上条村喜籐次欠込訴一件に付、	寛政12年申12月	縦継紙・1通	B-82

渡辺家/中野村名主

熟談内済のこと) 喜藤次(印)、彦四郎(印)、喜藤次親類伴右衛門(印)、彦四郎五人組又右衛門(印)、名主幸右衛門(印)→善心寺殿、林右衛門殿、源太左衛門殿、伊由右衛門殿、佐右衛門殿 端裏書「上条喜藤次済口証文」			
差出申一札之事(下木嶋村百姓女房組替不調法に付、諸帳面願下げ頼入のこと) 高井郡下木嶋村東組名主弥五郎(印)、西組名主七郎右衛門(印)、郷宿立会要右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郡中代源太左衛門殿 旧封筒85と86はクリップ一括	享和元年酉3月	縦継紙・1通	B-85
乍恐以書付奉願上候(取替金返済滞出入に付、内済の手段無之こと届) 高井郡中野村名主林右衛門、郡中代源太左衛門、郷宿善右衛門、同伊由右衛門→上野四郎三郎様御役所	享和元年酉3月	縦継紙・1通	B-87
差出申一札之事(当年限人別帳尻付願) 中野村和助、加判人八十八、同断安兵衛→名主林右衛門殿	享和元酉年4月	縦紙・1通	A-232
請取一札之事(大倉崎村地内新堰掘割内熟の祝儀金返却につき受取) 水内郡小沼村郷宿孫助→名主林右衛門殿	享和元酉年4月	縦紙・1通	A-234
(中野村役人の役所宛書上4点控、酒株高覚・酒株讓渡届・家数人別覚・御尋の人別帳一部不所持の旨書付)	享和元酉年6月	縦継紙・1通	A-262
乍恐書付ヲ以内済奉願上候(水内郡中尾村百姓喧嘩打擲出入に付、内済願) 中尾村願人伴右衛門、同伴団右衛門、相手五郎兵衛、名主五郎右衛門、組頭長蔵、同弥兵衛、百姓代庄左衛門、中野村名主取扱人林右衛門、郡中代源太左衛門、郷宿伊由右衛門、同金兵衛→上野四郎三郎様御役所 旧封筒88と89はクリップ一括、88-1~2は旧封筒一括	享和元年酉6月	縦継紙・1通	B-88-1
乍恐以書付内済奉願上候(水内郡中尾村百姓喧嘩打擲出入に付、和談内済のこと) 水内郡中野村願人伴右衛門(印)、同人伴団右衛門(爪印)、同村相手五郎兵衛(印)、同村名主五郎左衛門(印)、組頭長蔵(印)、同源兵衛(印)、百姓代庄左衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郡中代源太左衛門殿、郷宿伊由右衛門殿、同金兵衛殿 端裏書「扱」	享和元年酉7月	縦継紙・1通	B-88-2
奉差上済口証文之事(堀内蔵頭領分高井郡須坂新町百姓質地代金并小作初代滞出入に付、和融内済のこと) 堀内蔵頭領分高井郡須坂新町田中新十郎代願人甚五兵衛(印)、当御支配所高井郡牛出村□(以下後欠)→ 端裏書「田中新十郎済口証文」、後欠	享和元年酉6月	縦継紙・1通	B-92
請取一札之事(葎畑一件内熟御祝儀に付、金3両請取) 水内郡小沼村郷宿孫助(印)→名主林右衛門殿	享和元年酉6月	縦切紙・1通	B-127
書付を以御頼申上候(神社号の儀など金子多方入用に付、御世話御免勸化のこと) 間山村神主芹沢長門→中野村名主林右衛門殿 端裏書「間山村神主芹沢長門頼主」あり	享和元年酉7月	縦継紙・1通	B-5
乍恐書付ヲ以奉願上候(上条新田川原湯奉公人理不尽ニ奪取不相返に付、相手方召出御料明のこと願) 忠七借家よと、差添親類宗兵衛→箕笠之助様中野条御代官所	享和元年酉7月	縦継紙・1通	B-90
乍恐以書付ヲ奉願上候(水内郡新井村・黒川村・小玉村・落影村用水差障出入に付、相手方召出の上御吟味のこと願) 水内郡新井村惣代甚左衛門、同郡黒川村惣代藤作、同左兵衛→上野四郎三郎様中野御役所 114-1~3旧封筒一括	享和元年酉7月	縦継紙・1通	B-114-1
乍恐以書付奉願上候(水内郡新井村・黒川村・小玉村・落影村用水出入に付、熟談相調不申のこと) 中	享和元年酉8月	縦継紙・1通	B-114-2

野村名主林右衛門(印)、郷宿伊由右衛門(印)、同要左衛門(印)、同金兵衛(印)→上野四郎三郎様御役所 下書			
(水内郡新井村・黒川村・小玉村・落影村用水出入に付、済口証文下書) 端裏書「此口熟談不相調江戸表へ出ル」	享和元年酉8月	縦継紙・1通	B-114-3
乍恐以書付奉願上候(代官荒地見分時の夜間瀬村役人不埒につき御高免訴訟の願) 高井郡中野村名主林右衛門、同郡上條村→横山孫左衛門様、富沢善太夫様、大井田門蔵様	享和元酉年8月	縦継紙・1通	A-265
乍恐書付以奉願上候(若宮村神主中野村百姓打擲一件に付) 後欠		堅切紙・1通	B-30-1
差上申済口証文之事(若宮村神主中野村百姓打擲一件に付、内済熟談のこと) 高井郡中野村願人和助(印)、同彦五郎(印)、親類嘉右衛門(印)、五人組惣代忠三郎(印)、同郡若宮村相手岩戸撰津(印)、同孫次郎(爪印)、万蔵弟同豊吉(爪印)、良右衛門俣同和四郎(爪印)、撰津下男小八(印)、孫次郎五人組惣代要右衛門(印)、和四郎五人組惣代民右衛門(印)豊吉五人組惣代駒五郎(印)、名主富右衛門(印)、組頭弥左衛門(印)百姓代九郎左衛門(印)、同郡中野村名主林右衛門(印)、組頭彦兵衛(印)、百姓代嘉右衛門(印)、同久三郎(印)、同郡金井村名主扱人市左衛門(印)、同断嘉左衛門(印)、同郡笠原村名主同断庄八(印)→ 端裏書「彦五郎済口証文願書控」、後欠	享和元年酉9月	縦継紙・1通	B-30-2
乍恐書付ヲ以奉願上候(貸付金元利滞に付、相手方召出御吟味のこと願) 田中新十郎願人代甚五兵衛(印)→上野四郎三郎様中野御役所 取扱人宛内済願書挟込一括	享和元年酉11月	縦継紙・2通	B-91
差出申一札之事(不埒御察当につき温泉場規則再確認) 高井郡三条村新田川原場宗蔵、ほか10名→中野村林右衛門殿、横倉組佐右衛門殿、戸狩村孫左衛門殿、本郷名主幸右衛門殿	享和2年戌8月	縦継紙・1通	A-221
乍恐書付を以奉申上候(栄左衛門ほか5名の余業につき) 高井郡中野村名主林右衛門、組頭彦兵衛、百姓代嘉右衛門、同久兵衛→上野四郎三郎様中野御役所 1、2は史料館封筒に一括	享和2年戌9月	縦紙・1通	A-64-1
乍恐書付を以奉申上候(前件の下書、栄左衛門らかつて悪事携候者の身上糺につき) 高井郡中野村名主林右衛門、組頭彦兵衛、百姓代嘉右衛門、同久兵衛→上野四郎三郎様御役所 端裏書「下書」	享和2戌年9月	縦紙・1通	A-64-2
差出申一札之事(家業出精につき悪事吟味御高免訴訟の願) 栄左衛門、ほか6名→村御役人中 端裏書「入用書付品々」	享和2戌年9月	縦紙・1通	A-65
差出申一札之事(日料稼の娘自害につき身柄引取) 岩佐郷蔵様御預り所越後国頸城郡直海浜村太次右衛門本家・引請人太平次、右村同人親類同断孫助、中野法運寺門前借屋・立会・専立→信州高井郡中野村林右衛門殿	享和2戌年11月	縦紙・1通	A-89
差上申御請証文之事(酒造米高之内十分一役米差出銘々酒造人手元ニ罝置につき) 水内郡大古間務村酒造人名主寿六、右村組頭清蔵、同郡西柏原村酒造人右衛門、他26名→上野四郎三郎様御役所	享和3年亥閏正月	堅切縦紙・1通	B-247
差上申一札之事(戸狩村半六相手取口論候につき) 河原湯宗蔵(印)→中野村林右衛門殿	享和3年亥2月	堅切縦紙・1通	B-296
差上申済口証文之事(水内郡古間宿人馬入用出入に付、和談内済のこと) 水内郡大古間村名主兼問屋小右衛門(印)、組頭専六(印)、同伝左衛門(印)、百姓代年寄角	享和3年亥5月	縦継紙・1通	B-94-1

渡辺家/中野村名主

兵衛(印)、箕笠之助様御代官所同郡原村三人惣代軍次郎(印)、右村名主弥右衛門(印)、同御支配同郡落合村回人惣代五右衛門(印)、右村名主勘左衛門(印)、組頭伝右衛門(印)、百姓代幸右衛門(印)→高井郡中野町林右衛門殿、水内郡中宿村宇右衛門殿、同郡坂中新田政右衛門殿 94-1~3は旧封筒一括、端裏書「古間村済口証文」			
乍恐以書付奉願上候(大古間村宿人馬一件出入に付、内済願) 坂中新田政右衛門(印)、中宿村宇右衛門→上野四郎三郎様中野御役所 端裏書「大古間一件書付」	享和3年亥4月	縦継紙・1通	B-94-2
乍恐以書付御訴訟奉願上候(大古間宿越石泉村の者共伝馬役滞に付、宿方お救い願) 水内郡大古間宿訴訟人間屋名主小右衛門、年寄百姓代角兵衛→上野四郎三郎様中野御役所	享和3年亥4月	縦継紙・1通	B-94-3
乍恐以書付奉願上候(高井郡若宮村組頭孫左衛門新田形り出入に付、用水流末の古田井水車稼の者難儀・差障のこと) 高井郡若宮村百姓願人助次郎(印)、同要右衛門(印)→上野四郎三郎様中野御役所 95-1~2は旧封筒一括、名主富右衛門奥書あり	享和3年亥5月	縦継紙・1通	B-95-1
差上申済口証文之事(若宮村組頭孫左衛門持ち地字堂上新田形り出入に付、済口証文のこと) 高井郡若宮村百姓願人助次郎(印)、同要右衛門(印)、相手孫左衛門(印)、名主富右衛門(印)、百姓代九郎左衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郷宿要左衛門殿 端裏書「若宮要右衛門済口証文」、上野四郎三郎役所宛済口証文写あり	享和3年亥6月	縦継紙・1通	B-95-2
差上申済口証文之事(質地請戻し出入に付、熟談内済のこと) 水内郡向島村訴訟人長次郎(印)、同村相手市郎右衛門(印)、同村親類市之丞(爪印)、同断次右衛門(印)、同村名主三右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郷宿孫助殿、同要左衛門殿 端裏書「向島長次郎済口証文」	享和2年戌7月	縦継紙・1通	B-93
差上申済口証文之事(貸金返済滞り出入りに付、和談内済のこと) 高井郡中野村願人安兵衛、同郡坂井村相手七兵衛、加判人善右衛門、同断七右衛門、右村名主扱人清左衛門、中野村□□□(後欠)→ 後欠カ	享和3年亥7月	縦継紙・1通	B-96
乍恐以書付御届奉申上候(返済滞り出入りに付、内済相整不申のこと届) 高井郡中野村郡中代伝右衛門、右村名主林右衛門→上野四郎三郎様御役所	享和3年亥8月	縦継紙・1通	B-97
乍恐以書付奉願申上候(水内郡西大瀧村三郎右衛門減石願い出の所、高井郡間山村与惣右衛門増石願い出に付、相談の上酒造株引替のこと願) 内水郡西大瀧村願人三郎右衛門、高井郡間山村願人与惣右衛門→上野四郎三郎様御役所 旧封筒231-1~2は一括。奥書と、水内郡西大瀧村名主藤右衛門、組頭又兵衛、百姓代孫助、高井郡間山村名主嘉右衛門、与頭佐助、百姓代要助の連名あり。	享和3年亥9月	切継紙・1通	B-231-1
乍恐以書付奉願上候(高井郡片塩村九兵衛減石願い出の所、同郡金井村嘉左衛門増石願い出につき、相談の上酒造株引替のこと願) 高井郡片塩村願人九兵衛、同郡金井村願人嘉左衛門→上野四郎三郎様御役所 奥書と、片塩名主伊左衛門、与頭清蔵、百姓代久蔵、金井村名主市左衛門、与頭要七、百姓代宇右衛門の連名あり。	享和3年亥9月	切継紙・1通	B-231-2
(御継書、改名忠左衛門書上) 24-1~9旧封筒一括		縦切紙・1通	B-24-1
(切紙)		横切紙・1通	B-24-2
(横切継紙)		横切継紙・1通	B-24-3
(縦切継紙)		縦継紙・1通	B-24-4

(堅切紙)		堅切紙・1通	B-24-5
(西江部村一之丞後家せい盗賊立入の儀に付、盗まれた品物書上のこと)	享和4年子正月	堅継紙・1通	B-24-6
差上申一札之事(威鉄砲三挺拝借願)		堅切紙・1通	B-24-7
(用水掛差支に付、他書上) 端裏書「山組合庚新田高石南野上新田山根ヶ割坂井野坂田」		堅切紙・1通	B-24-8
乍恐以書付を始末方奉申上候(仏壇に入置いた残金詮索に付)			B-24-9
差上申済口証文之事(奉公給金出入に付、熟談内済のこと) 高井郡関沢村願人利八(印)、同村相手仲右衛門(印)→同郡仲野村名主林右衛門殿、郷宿伊由右衛門殿、同弥五右衛門殿、同郡関沢村名主次郎左衛門殿、組頭藤助殿、百姓代九郎右衛門殿 端裏書「関沢村利八済口証文」	享和4年子2月	堅継紙・1通	B-98
差上申済口証文之事(塩荷物切落出入雑用金面割出入に付、熟談内済のこと) 古海村名主願人作左衛門(印)、組頭同小兵衛(印)、同同七郎右衛門、百姓代同久右衛門(印)、同同六左衛門(印)、同村相手藤右衛門(印)、同新太郎(印)、同伝右衛門(印)→中野町名主林右衛門殿、郷宿伊由右衛門殿、同要左衛門殿、古海村新光寺様 継目剥離	享和4年子2月	堅継紙・4通	B-125
乍恐書付を以奉願上候(高井郡上木嶋村之内大町村役人引替一件内済につき訴御下願)→→写カ	享和4年2月	堅継紙・1通	B-243-1
乍恐以書付奉願上候(高井郡上木嶋村之内大町村役人引替一件内済につき訴御下願) 名主沢右衛門(印)、与頭伊左衛門(印)、百姓代市郎左衛門(印)、重立惣代惣八(印)、同久右衛門印、同庄左衛門(印)、同文左衛門(印)、同七郎次(印)、同原右衛門印、小前惣代佐次右衛門(印)、同九郎右衛門(印)、清左衛門伴喜原太(印)、茂八三衛門代兼利八(印)、八郎右衛門茂右衛門嘉右衛門代兼利惣次(印)→中野村名主林右衛門殿、一ノ割村名主安兵衛殿、郷宿銀八殿、同弥五左衛門殿 「上野四郎三郎様中野御役所」宛の証文の内容を、扱人の4人にあてたもの	享和4年2月	堅継紙・1通	B-243-2
乍恐以書付奉願上候(酒株譲請につき) 榊原小翁御代官料佐久郡追分宿年寄久左衛門→上野四郎三郎様御役所 奥書あり	享和4年子2月	堅切継紙・1通	B-281
乍恐以書付奉願上候(酒造高増石願) 高井郡小見村木嶋太右衛門→上野四郎三郎様御役所 村役人奥書あり	文化元子年3月	堅紙・1通(2枚)	A-134
乍恐以書付奉願上候(酒造潰米負数御取調につき) 高井郡中野村酒造人林左衛門、同断彦兵衛、同断久兵衛、同断彦次郎、同断金兵衛→上野四郎三郎様御役所 「右村百姓代嘉右衛門」の奥書あり	文化元年4月	堅継紙・1通	B-259
乍恐以書付奉願上候(酒造潰米高減石願) 高井郡片塩村酒造人九兵衛→ 写、「右村名主伊左衛門、組頭清蔵、百姓代久蔵」の奥書あり	文化元年4月	堅継紙・1通	B-265
差出申済口証文之事(専蔵相続差障りに付、和談内済のこと) 専蔵母きん(爪印)、親類助左衛門(印)、同柳八(爪印)、専蔵後家さき(印)、間山村角右衛門(印)→名主林右衛門殿、組頭彦兵衛殿	文化元年子5月	堅継紙・1通	B-100
差上申済口証文之事(質地小作代金滞り出入に付、和融内済のこと) 高井郡間長瀬村善太郎病氣ニ付代中野村利兵衛(印)、同郡深沢村茂七(印)、孫八(印)、伊右衛門(印)、三右衛門(印)、理兵衛(印)、間長瀬村名主次郎右衛門(印)、深沢村名主佐右衛門(印)→中野村名主林右衛門	文化元年子6月	堅継紙・1通	B-116

渡辺家/中野村名主

殿、郷宿弥五左衛門殿、同彦兵衛殿、同要左衛門殿			
差出申一札之事(与兵衛俸欠落一件につき役所へ御吟味下訴訟の願) 高井郡赤岩村百姓与兵衛、親類太七、同伴四郎、五人組頭庄左衛門→中野村御名主林右衛門殿、郡中代傳右衛門殿 赤岩村名主奥書あり	文化元年子7月	縦継紙・1通	A-264
乍恐以書付奉願上候(吉田村不取締の件につき御高免願) 高井郡中野村名主林右衛門、郡中代傳右衛門、郷宿善右衛門→吉田村村役人3名の奥書あり	文化元子8月	縦継紙・1通	A-219
差出申済口証文之事(水内郡小玉村百姓質物出入りに付、熟談内済のこと) 水内郡小玉村願人菊次郎(印)、差添親類十蔵(印)、同断源右衛門(印)、同村相手秀松(印)、同断吉左衛門(印)→高井郡中野村名主林右衛門殿、郷宿伊由右衛門殿、小玉村名主善右衛門殿、同村徳左衛門殿	文化元年子11月	縦継紙・1通	B-101
覚(御佃初払代貸付金利息受取) 古橋隼人手附中川良左衛門→中野村拝借人清左衛門	文化元)子12月	縦紙・1通	A-120
質物相渡し申畑地之事(質代金拾八両請取候につき) 中野新田町質地口主庄九郎(印)、同町請人太七(印)、立合甚左衛門(印)、五人組与四郎(印)、立合治郎左衛門(印)→同町嘉七殿	文化元年子12月	堅切継紙・1通	C-410
乍恐書付ヲ以御願奉願上候(片塩村大徳寺法折々潰れに付、御本山に御訴えのこと) 高井郡片塩村名主伊右衛門、組頭清兵衛、百姓代久郎右衛門→同郡飯田村御本寺云賢寺様	文化2年丑正月	切紙・3通	B-103
乍恐書付ヲ以奉願上候(高井郡栗林村小作初代滞り出入に付、口上書のこと) 高井郡栗林村三郎治、弥三郎、茂七右衛門、嘉左衛門、孫兵衛、銀八、新八右衛門、和三郎、又右衛門、善右衛門、理助、庄之助→古橋隼人様 中野御役所 104-1~2は旧封筒一括	文化2年丑正月	縦継紙・1通	B-104-1
差上申済口証文之事(高井郡栗林村小作初代滞り出入に付、熟談内済のこと) 栗林村名主仁左衛門(印)、同与右衛門(印)、組頭万吉(印)、百姓代武右衛門(印)、与五作(印)、重助(印)、百助(印)、多四郎(印)、相手三郎次(印)、弥三郎(印)、茂右衛門(印)、嘉左衛門(印)、孫兵衛(印)、銀八(印)、新左衛門(印)、利助(印)、善左衛門(印)、和三郎(印)、又右衛門(印)、庄之助(印)→中野村名主扱人林右衛門殿、郷宿同善右衛門殿、同同要左衛門殿 古橋隼人役所宛済口証文写あり	文化2年丑2月	縦継紙・1通	B-104-2
熟談取極証文之事(高井郡前坂村・小菅村・関沢村・針田村・笹沢村入会山出入に付、熟談内済のこと) 高井郡小菅村名主利助(印)、組頭安兵衛(印)、同勘兵衛(印)百姓代茂八(印)、同郡関沢村名主長作(印)、組頭勘右衛門(印)、百姓代九郎右衛門(印)、同郡針田村名主新右衛門(印)、組頭五右衛門(印)、百姓代平兵衛(印)、同郡笹沢村名主清右衛門(印)、百姓代清左衛門(印)、同郡前坂村名主彦兵衛(印)、先名主惣右衛門(印)、組頭文左衛門(印)、百姓代市三郎(印)、長百姓庄左衛門(印)→中野村御名主林右衛門殿、郷宿伊由右衛門殿	文化2年丑2月	縦継紙・1通	B-105
差出申一札之事(中野村市内抱女さよ欠落に付、尋入用20両受取のこと) 中野村市内(印)→中野林右衛門殿、横倉衛右衛門殿、中野又兵衛殿	文化2年丑3月	縦継紙・1通	B-106
乍恐書付ヲ以奉願上候(高井郡片塩村大徳寺施餓鬼興行席論出入に付、和熟のこと願案文)	文化2年丑3月	堅切紙・2通	B-107
差上申済口証文之事(高井郡大徳寺施餓鬼興行席論出入に付、和談内済のこと証文案文) 作左衛門、嘉右	文化2年丑4月	縦継紙・1通	B-108

衛門、伊右衛門、治藏、久藏、林右衛門→			
差出申一札之事(水内郡葭畑一件出入に付、葭畑平均の上宛歩のこと) 高井郡中野村郡中代伝右衛門、同村名主林右衛門、同郡小見村木嶋太右衛門、同郡犬飼村池田宇源次、同郡七瀬村嘉右衛門、水内郡柳新田村作左衛門→水内郡大倉崎村拾壹人惣代七郎右衛門殿	文化2年丑7月	縦継紙・1通	B-126-1
乍恐書付ヲ以奉願上候(葭畑地境出入内済破談に付、地改手間取小前末々難儀のため願書御下置願) 水内郡大倉崎村百姓拾壹人惣代七郎右衛門(印)、名主新左衛門(印)、組頭蔵之助(印)、百姓代善藏(印)→伝右衛門殿、林右衛門殿、池田右源次殿、木嶋太右衛門殿、嘉右衛門殿、作左衛門殿 古橋隼人役所宛願書写あり	文化2年丑7月	縦継紙・1通	B-126-2
差出申一札之事(出生や行衛が不明の商人を泊めない旨) 高井郡中野村宿屋安兵衛、同平五郎、同惣右衛門→村役人衆中	文化2丑年閏8月	縦継紙・1通	A-196
差出申一札之事(博奕一件御吟味御高免願) 中野西町式部、同人店国松→長蔵殿、ほか7名 西町長蔵ほかより村役人衆中宛の奥書あり	文化2丑年9月	縦紙・1通	A-105
差出シ申一札之事(上条村山字越土立木伐取出入に付、和談内済のこと) 高井郡中野御支配所上条村名主利兵衛(印)、組頭伊兵衛(印)、百姓代幸右衛門(印)、同郡松代御領田中村名主磯右衛門(印)、組頭儀右衛門(印)、長百姓斧右衛門(印)→中野村林右衛門殿、夜間瀬村横倉村佐右衛門殿	文化2年丑9月	縦継紙・1通	B-109
差上申済口証文之事(高井郡栗林村百姓貸金年賦滞出入に付、和談内済のこと) 栗林村願人右衛門(印)、右村名主仁左衛門(印)、牛出村相手文五郎(印)、右村名主五左衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郷宿善右衛門殿、同弥五左衛門殿 古橋隼人役所宛済口証文写あり	文化3年寅4月	縦継紙・1通	B-110
差上申済口証文之事(初代金滞出入に付、和融内済のこと) 願人嘉右衛門(印)、差添人源兵衛(印)、相手善八(印)、差添人半左衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郷宿金兵衛殿、同専十郎殿	文化3年寅11月	縦継紙・1通	B-111
(仙助跡式をめぐる相論の内済証文、前欠) 高井郡間山村勝五郎、ほか6名→中野村御名主林右衛門殿、郷宿善右衛門殿	文化3年寅12月	縦継紙・1通	D-547
拝借仕金子之事(御役所貸附金より20両) 高井郡中野村拝借人林右衛門(印)、同村請人久兵衛(印)→中川良左衛門様 墨消	文化3寅年12月11日	縦紙・1通	D-841
差出申一札之事(中野村女子への狼藉一件熟談につき) 新保村名主次郎左衛門、組頭忠右衛門→中野村御役人中	文化5辰年3月	縦継紙・1通	A-239
預り申金子証文之事(金60両) 高井野村源之丞、同請人と治右衛門→牛窪湯場吉蔵殿 墨消あり	文化4年卯4月	縦紙・1通	A-142
乍恐以書付奉願上候(如何しき風聞ある丹蔵たちの御札高免願) 丹蔵寅蔵組合文蔵、ほか組合・村役人など16名→古橋隼人様御役所 端裏書「下書」	文化4卯年5月	縦紙・1通	A-62
差出申一札之事(博奕により村預の者共詫書) 忠兵衛、ほか16名→御役人中、組合中	文化4卯年5月	縦紙・1通	A-104
往来一札之事 信州高井郡中野西町名主林右衛門→宿々村々御役人衆中 下書	文化4卯年8月	縦紙・1通	A-121
差上申済口証文之事(水内郡柏原村明雪寺且申出入に付、熟談内済のこと) 牟礼宿五郎右衛門代浅右衛門(印)、差添人名主五郎左衛門代清太夫(印)、柏原村明雪寺	文化4年卯9月	縦継紙・2通	B-128

渡辺家/中野村名主

(印)、明願寺(印)、四郎兵衛(印)、治兵衛(印)、右村差添人市郎左衛門(印)、古間村小右衛門(印)、古海村籐右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、荒井村甚左衛門殿 継目剥離、古橋隼人役所宛済口証文写あり			
借用申金子証文之事(大般若并金毘羅堂建立金60両借用) 山田牛久保式湯場借り主吉蔵、上条村新田河原湯請人宗蔵→松代御領柴村慶宝院様 上半分破損、墨消あり	文化4年卯12月	竖紙・1通	A-139
差出申一札之事(高井郡上条村新田川原湯宗蔵下女はる奪取一件に付、熟談のこと一札) 高井郡上条村新田川原湯宗蔵(印)、差添人組頭幸右衛門(印)、同郡安田村与惣治(印)、同村名主圓左衛門(印)、上条村新田名主宇内(印)→中野村彦治郎殿、彦兵衛殿、林右衛門殿	文化4年卯12月	竖継紙・1通	B-129
差上申済口証文之事(高井郡上条村新田川原湯宗蔵下女はる連行一件に付、和談内済のこと) 川原湯宗蔵(印)、差添人幸右衛門(印)、安田村与惣治(印)、差添人治郎右衛門(印)→郡中代彦治郎殿、組頭彦兵衛殿、名主林右衛門殿 古橋隼人役所宛済口証文写あり	文化4年卯12月	竖継紙・1通	B-130
差上申済口証文之事(高井郡野坂田村百姓打擲一件に付、和融内済のこと) 当御代官所信州高井郡野坂田村願人伝右衛門(印)、同人親類平内(印)、同為右衛門(印)、同重蔵(印)、同定右衛門(印)、同人隣家久蔵(印)、同沢右衛門(印)、組合兵右衛門(印)、同常右衛門(印)、同作五郎(印)、同治右衛門(印)、相手七郎治(印)、同人親類吉兵衛(印)、組合兵左衛門(印)、同蟹八(印)、同定八(印)、右村名主正作(印)、組頭吉兵衛(印)、百姓代儀右衛門(印)→中村名主重蔵殿、下木嶋村名主七郎右衛門殿、中野村名主林右衛門殿、郡中代彦治郎殿 古橋隼人役所宛済口証文写あり	文化4年卯12月	竖継紙・1通	B-131
乍恐以書付奉願上候(高井郡雑用金出入に付、駆込訴のこと) 高井郡安田村願人伝右衛門→古山善吉様中野御役所	文化5年午正月	竖継紙・1通	B-112
乍恐以書付奉申上候(飛脚賃銭滞一件に付、年貢金差立の節賃銭残り渡しのこと) 信州高井郡中野村忠左衛門婿養子弥八→御役所 端裏書「下書」、中野村組頭利兵衛、名主林右衛門奥印あり	文化5年辰正月	竖継紙・1通	B-132
乍恐以返答書奉申上候(高井郡夜間瀬村他百姓江戸御役所へ訴訟に付、相手方返答書のこと案文) 高井郡中野村名主廣右衛門、右村年寄組頭兼差添人倉之丞→矢嶋藤蔵様中野御役所	文化5年午8月	竖継紙・1通	B-113
質物ニ相渡シ申酒造蔵之事(質代金100両請取借用につき) 中野中町質地渡シ人金兵衛、請人、五人組惣代→松川村元右衛門殿 下書	文化5年辰8月	竖切継紙・1通	B-272-1
質物ニ相渡シ申酒造蔵之事(質代金100両請取借用につき) 中野中町質地渡シ人金兵衛、請人久兵衛、五人組惣代彦兵衛→	文化5年辰8月	竖切継紙・1通	B-273-2
(近年潰高格別減少酒造仕につき) 裏書あり		竖切継紙・1通	B-273
乍恐書付ヲ以御届奉申上候(水内郡神代宿百姓持分赤沼村地境字堰代地二ヶ所大麦・大豆他刈取争論に付、内済破談のこと届案文) 本多豊後守領分水内郡神代宿吉蔵、嘉四郎、右兩人代兼伝右衛門、松蔵、差添人弥次右衛門、同郡赤沼村伊平次、差添人庄蔵、名主伝右衛門、中野村扱人彦二郎、林右衛門→古橋隼人様御役所 旧封筒134~141は紐一括、134-1~2は旧封筒一括	文化5年辰10月	竖継紙・2通	B-134-1
(書状、前欠、水内郡神代宿百姓持分堰敷代地争論一件に付、熟談調申さず破談のこと届) 本多豊後守領	文化5年辰10月	竖継紙・1通	B-134-2

分水内郡神代宿吉蔵、嘉四郎、右兩人代兼伝右衛門、松蔵、差添人弥次右衛門、同郡赤沼村伊平次、差添人庄蔵、名主伝右衛門、高井郡中野村扱人彦次郎、同林右衛門→古橋隼人様御役所 虫損あり			
乍恐以書付奉願上候(水内郡堰敷代地の儀に付、小作年貢勘定滞のため熟談内済破談のこと) 本多豊後守領分水内郡神代宿吉蔵、嘉四郎、右兩人代兼伝右衛門、松蔵、差添人弥次右衛門、同郡赤沼村伊平次、差添人庄蔵、名主伝右衛門、高井郡中野村扱人彦次郎、同林右衛門→古橋隼人様御役所 写	文化5年辰10月	竖継紙・1通	B-142
店証文之事(酒造蔵并ニ穀蔵桶蔵借家仕候実証に付) 中野中町借家人金兵衛→松川元右衛門殿 「下書扣」の端裏書きあり	文化5年辰	切紙・1通	B-303
乍恐以書付御訴訟奉申上候(水内郡神代宿百姓持分赤沼村地境字堰代地理不尽出入に付、御吟味のこと願) 本多豊後守領分信州水内郡神代宿屋嘉四郎、百姓吉蔵、右兩人代兼訴訟人年寄伝右衛門、同百姓松蔵→寺社御奉行所様	文化6年巳2月	竖継紙・1通	B-135
乍恐以書付奉願上候(買預置候種油五駄差滞不相渡出入に付、相手方召出の上御糺しのこと願) 本多豊後守城下水内郡飯山上町訴訟人九兵衛、差添人組頭助六→古橋隼人様中野御役所 写	文化6年巳2月	竖継紙・1通	B-143
御用留并御宿帳	文化6年巳3月	横長・1冊	C-389
拝見証文之事(理不尽出入御高判頂戴に付、拝見のこと) 高井郡中野村林右衛門、五人組長左衛門、組頭嘉右衛門→水内郡神代村伝右衛門殿、松蔵殿	文化6年巳3月10日	竖切紙・1通	B-137
乍恐以返答書奉申上候(伝右衛門百姓松蔵、赤沼村伊平次相手取地所出入一件出訴中に盗難逢うにつき) 古橋隼人御代官所信州高井郡中野村名主返答人林右衛門→寺社御奉行所様 210と211は紐一括	文化6年4月	竖継紙・1通	B-212
乍恐書付を以奉願上候(高井郡中野西町儀右衛門願上候につき) 高井郡中野西町儀右衛門→古橋隼人様中野御役所 裏書「入用出入願書済口外□□」	文化6年巳5月	竖切紙・1通	B-171
乍恐以書付奉申上候(水内郡神代宿一件に付、一件一同呼出し吟味の処、大助眼病のため婦村願) 信州高井郡中野村郷宿専十郎頼二付代同人兄大助代引請人名主林右衛門、右婦村人大助→杉庄兵衛様御役所 140-1~2は旧封筒一括	文化6年巳6月27日	竖切紙・1通	B-140-1
乍恐以書付奉申上候(寺社奉行所より差紙頂戴に付、兄大助付添出立の処、煩いのため兄のみ出府のこと届下書) 高井郡中野町郷宿専十郎→中野村組頭嘉右衛門奥書あり、虫損あり	文化6年巳6月16日	竖切紙・1通	B-140-2
差出申一札之事(小懸郡長嶋村百姓酒乱にて役元へ不埒の儀に付、御宥免願) 稲垣藤次郎御代官所埴科郡今井村惣右衛門(印)、組頭兼右衛門(印)→高井郡中野村御役人中	文化6年巳10月	竖継紙・1通	B-12
乍恐書付を以奉願上候(入札ヲ以名主跡役取極につき) 当御支配高井郡新井村名主重右衛門、同人伴民蔵、組頭次郎兵衛、同断金助、百姓代安五郎、小前惣代勝五郎、百姓平五郎、同断弥吉、論外小前惣代弥右衛門、同断太右衛門→杉庄兵衛様御役所 端裏書「新井村出入りに付き御役所江差上候書付扣」	文化6年巳10月	竖切紙・1通	B-172
差上申一札之事(質屋鑑札御渡時の仰せへの請書) 下書	文化6巳年11月	竖継紙・1通	A-180

借用申夜具之事(御返済不申候而御催促につき) 新田町石借用主みき(印)、同町請人四郎左衛門(印)→西町久兵衛様	文化6年巳12月25日	竖切紙・1通	B-174
往来一札之事(所々関所中御通シ願につき) 信州高井郡高石村泉籠寺(印)→諸国御関所町在御役人中	文化7年午正月28日	竖切継紙・1通	B-311
□(前欠)取扱之趣意仮議定左之通(水内郡神代村・赤沼村百姓論地一件に付、内済5ヶ条のこと) 神代宿訴訟人伝右衛門、吉蔵、赤沼村扱人重右衛門、太左衛門、川原新田治左衛門、石村弥七→赤沼村庄蔵殿 141-1~7は旧封筒一括、下書	文化7年午2月4日	竖継紙・1通	B-141-1
(書状、水内郡神代村百姓地所出入吟味中のため、中野村郷宿逗留中盗難一件に付、熟談内済のこと届案文)		竖継紙・1通	B-141-2
訴訟方堰代地与相手方高内申出入取扱仮議定左之通(水内郡神代村・赤沼村百姓論地一件に付、内済5ヶ条のこと) 扱人石村弥七、川原新田次左衛門、同当村重左衛門、同忠右衛門→下書	文化7年午2月4日	竖継紙・1通	B-141-3
乍恐口上書を以御願奉申上候(水内郡神代宿一件に付、内熟手段書差出のこと) 後欠		竖切紙・1通	B-141-4
(書状下書、前欠、水内郡神代宿・赤沼村百姓出入一件に付、済口証文下書)「謝礼 夫々酒肴差送り」と書上た切紙挟込		竖継紙・1通	B-141-5
御尋ニ付申上候書付(水内郡神代宿・赤沼村百姓出入一件に付)		竖継紙・1通	B-141-6
(書状下書、前欠、後欠、取扱手段に付、内熟破談のこと)		竖切紙・1通	B-141-7
奉差上済口証文之事(高井郡中村百姓配財借入金済方新旧村役人出入に付、扱人連印和融内済のこと) 惣左衛門(印)、清七(印)、四郎左衛門(印)、与右衛門(印)、文蔵(印)、嘉左衛門(印)、嘉右衛門(印)、源兵衛(印)→中野村権之丞殿、彦次郎殿 虫損あり、杉庄兵衛中野役所宛済口証文写あり	文化7年午4月	竖継紙・1通	B-117
乍恐以書付御届奉申上候(新野村宗五郎方江小児引渡一件につき) 高井郡中野村願人忠兵衛→175-1と175-2は同一紙に連続、「元付権之丞」の奥書あり、写	文化7年5月21日	竖継紙・1通	B-175-1
乍恐以書付奉願上候(禾負渡世の者罷越、はみつぎ根之類売払願) 175-1と175-2は同一紙に連続、下書		竖継紙・1通	B-175-2
差出シ申一札之事(当村百姓并借家人のうち無商売で悪事携候者なき旨) 普代村平八、ほか10名→村役人中	文化7年午7月	竖紙・1通	A-75-1
差出シ申一札之事(当村百姓并借家人のうち無商売で悪事携候者なき旨) 惣左衛門、ほか5名→村御役人中 端裏書「□□」	文化7年午7月	竖紙・1通	A-75-2
差上申一札之事(当村百姓并借家人のうち無商売で悪事携候者なき旨) 林兵衛、ほか6名→村御役人中 端裏書「下町」	文化7年午7月	竖紙・1通	A-75-3
差出シ申一札之事(金五十両、金十二両二朱取替につき願) 新田川原場借用人惣蔵、同所請人又右衛門→本郷幸右衛門殿 176-1~176-3は同一紙に連続、前欠、写	文化7年9月	竖継紙・1通	B-176-1
差出シ申一札之事(金十両借用に付つき願) 新田川原場借用人惣蔵、同所請人又右衛門→本郷幸右衛門殿 176-1~176-3は同一紙に連続、「組頭安左兵衛」の奥書あり、写	文化7年9月	竖継紙・1通	B-176-2

借地証文之事(川原堺屋敷地之内間口六間半之所につき) 新田川原場借用人惣蔵、請人同所又右衛門→本郷幸右衛門殿 176-1~176-3は同一紙に連続、写	文化7年9月	縦継紙・1通	B-176-3
奉差上済口証文之事(高井郡上条村願人幸右衛門、同村新田川原場相手宗蔵、各々熟談内済済口証文之事) 高井郡上条村願人幸右衛門、同村新田川原場相手宗蔵、右村差添人組頭与惣右衛門、同郡中野村扱人名主権之丞、同所郡中代彦次郎→杉庄三郎様御役所 継目に連印あり	文化7年午9月	切継紙・1通	B-300
借用申金子之事(酒造仕入金ニ差詰りにつき) 中野町□屋金兵衛(印)、同請人元右衛門(印)→本屋元右衛門殿 端裏書筆書きあり、反故	文化7年午10月	縦切継紙・1通	B-278-1
借用申金子之事(金50兩酒造仕入金差詰りにつき) 中野西町米屋蔵借用人喜七(印)、立合彦之丞(印)、田□村請人喜惣治(印)→松川村東屋元右衛門殿 反故	文化5年辰12月	縦切継紙・1通	B-278-2
(断簡、差出・宛所・奥書部分のみ) 信州高井郡中野村、松川村、荷檐商人、百八拾五人惣代和助(印)、安左衛門(印)→杉庄兵衛様中野御役所 1通	文化7午年10月	縦継紙	D-540
御代官御旅宿覚	文化7年午10月2日	横長・1冊	C-390
差出申一札之事(勇右衛門跡相続のため同人娘見育願) 高井郡中野村権之丞、同村伴之丞、同郡江部村利右衛門→水内郡神代宿幾右衛門殿 控、下書	文化7午年12月	縦継紙・2通	A-263
乍恐以書附奉願上候(高井郡上条村宗蔵弟吉蔵借金のことにつき、中山田村名主与治右衛門吟味願) 端裏書「川原宗蔵 下書」、下書、願人は「高井郡上条村願人宗蔵」	文化7年12月	縦継紙・1通	B-178
御用御止宿覚帳	文化8年未正月	横長・1冊	C-391
乍恐以書付奉願上候(荷担商人取締願の願い下げ) 高井郡中野村名主権之丞→杉庄兵衛様御役所 控、組頭の奥書あり	文化8未年閏2月	縦紙・1通	A-228
為取替一札之事(上条新田川原場和忠次家内宗判の義につき) 高井郡塩野村温宗寺、同郡米子村東照寺、右村名主伊太夫、同郡中野村名主権之丞、上条村名主幸左衛門、同村新田川原堺場和忠次→ 写	文化8年4月	縦継紙・1通	B-177
乍恐以書付奉願上候(高井郡上条村いそ中野村喜十親相手取夫義出入り一件につき御吟味御日延願) 高井郡上条村いそ、右村名主幸太夫、同郡中野村導順、同人組合文兵衛、同村郷宿金兵衛、右村名主権之丞→ 案	文化8年6月7日	縦継紙・1通	B-179-1
奉差上済口証文之事(高井郡上条村百姓いそ、中野村金八親遵則、密夫のことにつき内済証文) 高井郡上条村いそ、同郡中野村遵則、上条村名主扱人幸右衛門、中野村郷宿同断金兵衛、同断同断文兵衛右村名主同断権之丞→杉庄兵衛様中野御役所 扣	文化8年6月	縦継紙・1通	B-179-2
乍恐以書付奉願上候(呉服江戸商いの代金取立願) 高井郡中野村重郎次店・願人源兵衛→善光寺御役人中様 名主奥印あり	文化8年8月	縦継紙・1通	A-168
御尋ニ付奉申上候(銅像など大造停止令の先例) 高井郡中野村名主権之丞→杉庄兵衛様御役所 控	文化8未年9月	縦紙・1通	A-248
乍恐書付を以奉願上候(貸応シ夜具返し不申候につき) 高井郡中野村願人忠兵衛(印)→杉庄兵衛様中野御役所	文化8年未9月	縦切継紙・1通	B-180
差上申済口証文之事(四人にて酒にしめでんかく等喰代銭不相払につき) 高井郡中野村願人平七(印)、同郡	文化8年未9月	縦切継紙・1通	B-181

渡辺家/中野村名主

田麦村相手重兵衛、同清左衛門、同喜藤次、重兵衛親類作右衛門、同人五人組茂八、右村名主平七五人組又左衛門、扱人吉右衛門、郷宿同忠兵衛、名主同権之丞→杉庄兵衛様御役所 奥書あり			
乍恐以書付奉申上候(犬飼村名主荒地起返につき御目見願) 高井郡中野村郡中代彦次郎、同村名主権之丞→端裏書「不用」、端裏書鉛筆書き	文化8年未9月	堅切継紙・1通	B-292-1
(菩提寺本堂造立等仕小作人并村内難渋につき) 中野村名主権之丞→下又一様		堅切継紙・1通	B-292-2
乍恐書付を以奉申上候(養母諸国神仏順拜之砌高野山花坂ニ而病死につき)	文化13年子9月	堅切継紙・1通	B-292-3
借家証文之事(長屋表間口4間裏畑店賃年1両) 水内郡小嶋村借家人久左衛門(印)、同村請人弥曾兵衛(印)、中野同断柳八(印)→高井郡中野米屋権之丞殿 1通	文化9年申10月	堅切紙	D-1083
去ル酉ノ皆済目録之事(御年貢石代金請取につき) □ □村名主治郎右衛門→中野町組頭春八殿	文化9年戌11月10日	堅切紙・1通	C-364
差上申済口證文之事(地所小作相断地境も不分時ニ付證文通境相立候様懸合候行共等閑ニいたし候) 稲垣藤四郎支配所高井郡江都村願人市左衛門、右村与頭七郎右衛門、同郡新井村相手織右衛門、右村先名主平五郎、同断重右衛門、名主民蔵、同郡中野村名主扱人權之丞→杉庄兵衛様中野御役所 奥書あり	文化9年申2月	堅切継紙・1通	B-182-1
差上申済口證文之事(地所小作相断地境も不分時ニ付證文通境相立候様掛合候行共等閑ニいたし候) 稲垣藤四郎支配所高井郡西江都村願人市左衛門、右村与頭七郎右衛門、高井郡新井村相手織右衛門、右村先名主平五郎、同断重右衛門、右村名主民蔵、同郡中野村名主扱人權之丞→杉庄兵衛様御役所	文化8年未12月	堅切継紙・1通	B-182-2
差上申済口證文之事(地所小作相断地境も不分時ニ付證文通境相立候様掛合候行共等閑ニいたし候)	文化8年12月	堅切継紙・1通	B-182-3
乍恐以書付奉願上候(身上不明意ニ付他所稼につき) 高井郡西江都村願人市左衛門→杉庄兵衛様中野御役所 端裏書「西江都村市左衛門織右衛門会手取之願書」、奥書あり	文化8年未12月	堅切継紙・1通	B-182-4
乍恐以書付奉願上候(御領主様ニ而御領分為御救年賦御貸付御頼母志御企取極候につき) 高井郡馬曲村願人孫右衛門、同郡前坂村名代惣右衛門→飯山御役所	文化9年申6月	堅切継紙・1通	B-183
差上申済口證文[之事](金子致横取候につき) 水内郡小沼村願人左五右衛門、同勘介、同村相手清兵衛、同太郎兵衛、明德寺、右村名主六左衛門病氣ニ付代兼与頭金太夫、同郡戸隠新田村名主取扱半左衛門、高井郡中野村郷宿同文左衛門、右村名主同権之丞→杉庄兵衛様御役所 取扱注意、継ぎ目が剥離するおそれあり、奥書あり	文化9年申8月	堅切継紙・1通	B-184
乍恐以書付奉願上候(家財諸道具等不残焼失につき) 高井郡中野村願人伊野右衛門→杉庄兵衛様御役所 端裏書「」	文化9年申9月	堅切継紙・1通	B-185
御代官御旅宿諸入用覚并川田様御泊り入用	文化9年9月29日	横長・1冊	C-393
拝借仕金子之事(金60両) 中野村拝借人權之丞、同村受人彦兵衛→下又一様	文化10酉年2月	堅紙・1通	A-116-1
拝借仕金子之事(金50両) 中野村拝借人權之丞殿、同所受人彦兵衛→下又一様	文化10酉年11月	堅紙・1通	A-116-2
金子拝借証文之事(金50両) 中野村拝借人名主権之丞殿、松川村請人元右衛門→北條雄之助様御役所 控	天保13寅年正月	堅紙・1通	A-116-3

奉差上済口證文之事(赤尾村平吉跡式横領出入につき) 本多豊後守城下飯山町願人半左衛門、同町組頭孫右衛門、相手弥七、右村名主徳兵衛、扱人弥五左衛門、同断定兵衛、同村名主扱人權之丞→杉庄兵衛様中野御役所 奥書あり	文化10年酉9月	堅切継紙・1通	B-186
差上申拝借証文之事(宿助成貸付金より金50両) 高井郡中野村拝借人權之丞、親類請人久兵衛、ほか村役人4名→杉庄兵衛様御役所 写	文化11戌年正月	堅紙・1通	A-115
乍恐以書付奉申上候(古着・古鉄屑・紙屑商人の名前書) 中野村権之丞→杉庄兵衛様中野御役所 写	文化11戌年8月	堅紙・1通	A-136
差出シ申一札之事(御用飛脚勤向不埒につき詫書) 水内郡今井村弥四郎、ほか2名→中野村名主権之丞殿、同村郡中代彦次郎殿 権之丞、彦次郎の役所宛奥書あり	文化11戌年8月	堅継紙・1通	A-206
奉差上済口證文之事(取替金返済相滞り候につき) 高井郡夜間瀬村之内横倉村願人佐右衛門(印)、右村名主弥之助、同郡上条村新田川原場惣蔵、右村名主利兵衛、同郡中野村御宿扱人金兵衛、同断同断定兵衛、同村名主同断権之丞上条村同断幸右衛門→杉庄兵衛様中野御役所 端裏書「横倉さ佐右衛門済口證文」、奥書あり	文化11年戌8月	堅切継紙・1通	B-187
覚(御役所御囲穀拝借証文) 水内郡古海村組頭小兵衛、名主作左衛門→高井郡中野村名主権之丞殿	文化11戌年10月	堅継紙・2通	A-188-1
差出申一札之事(御役所御囲穀拝借証文) 水内郡野尻村組頭十蔵、名主市右衛門→高井郡中野村名主権之丞殿	文化11戌年10月	堅継紙・1通	A-188-2
差出申一札之事(御役所御囲穀拝借証文) 水内郡柏原村組頭市郎左衛門、名主嘉左衛門→高井郡中野村名主権之丞殿	文化11戌年10月	堅継紙・2通	A-188-3
差出シ申一札之事(油稼も不仕種莊胡麻等直立いたし買取候につき) 高井郡岩船村林蔵、同郡深澤村吉蔵、同郡下木嶋村清左衛門→三組油稼人惣代中野町松兵衛殿、同断文兵衛殿、同断八作殿、同断要右衛門殿、同断松川村与惣兵衛殿 端裏書「下書」、奥書あり	文化11年戌10月	堅切継紙・1通	B-188
差出申一札之事(役所囲粉拝借受取書、下半分欠) []→高井郡中野村名主権之丞[]	文化11戌年10月	堅紙・1通	D-782
乍恐以書付奉願上候(金子返済いたし呉候につき) 高井郡中野村願人重太郎(印)→杉庄兵衛様御役所 奥書あり	文化11年戌11月	堅切継紙・1通	B-189
奉差上済口證文之事(男谷彦四郎様御代官所高井郡押切村永井重右衛門養母ちよ、重右衛門兄同郡栗原村弥三郎、音信不通規定のことにつき内済証文) 願人伊野吉(印)、親類与助(印)、与頭平右衛門(印)、相手弥三郎(印)、名主与惣右衛門(印)→御名主権之丞様、郷宿金兵衛様、同忠兵衛様 「杵庄兵衛様、中野御役所」宛証文の写しを扱人にあてたもの	文化12年2月	堅継紙・1通	B-190
乍恐以書附奉願上候(大古間村役人取極のこと他で磯八強勢につき御吟味願) 水内郡大古間村与頭願人次兵衛、同断同断又六、名主問屋仮役百姓代年寄兼同断小右衛門名主問屋仮役同断惣代清右衛門→杵庄兵衛様中野御役所 写、端裏書「大古間村清右衛門外三人より同村儀八を相手取候願書」	文化12年2月	堅継紙・1通	B-191
乍恐以書付奉願上候(御普請所杭木代金滞り出入につき高井郡安田村与惣次に済口仰付願) 高井郡中野村願人林兵衛→御役所 案、金差引の切紙の巻き込みあり、端裏書「中野村林兵衛より安田村与惣次相手取候願書」	文化12年7月	堅継紙・1通	B-192
差出申一札之事(竹原村五郎次馬草刈取詫一札) 竹原	文化1.2年亥7月	切継紙・1通	B-302

渡辺家/中野村名主

村五郎次、中野村詫人惣五郎→中野村之内栗和田組判組中三右衛門 継目に連印あり			
差上申済口証文之事(水内郡野尻宿天明年中小布施村作左衛門より差出シ候小前手当金の儀に付) 野尻宿問屋傳九郎(印)、与頭重郎兵衛、百姓代甚右衛門(印)、百姓重兵衛、同断傳右衛門(印)、与頭年寄兼牧三郎(印)、伴右衛門粹元治郎(印)、百姓孫右衛門(印)、右村名主市右衛門(印)→中野村名主権之丞殿、柳沢村名主安左衛門殿、熊坂村新八殿「大草太郎右へ門様、中野御役所」宛証文の写しを扱人にあてたもの	文化12年10月	縦継紙・1通	B-193
奉差上済口証文之事(水内郡大古間村宿村役儀差障出入につき) 大古間村訴訟方清右衛門(印)、小右衛門(印)、治右衛門(印)、又六(印)、相手方磯八(印)、勘左衛門(印)、惣太郎(印)→野尻村市右衛門殿、熊坂村新八殿、中野村権之丞殿、柳沢村安左衛門殿「大草太郎右衛門様中野御役所」宛の証文の内容を、扱人の4人へあてたもの	文化12年10月	縦継紙・1通	B-240
差出シ申一札之事(酒狂口論の詫び) 当人清太郎、立入人重右衛門、同新兵衛→御名主権之丞様	天保13寅年9月	縦紙・1通	A-252-1
差出申一札之事(身持不埒の詫び) 当所新町由兵衛、組合弥兵衛、立入人戸右衛門→中野御役元権之丞様	弘化4未2月	縦紙・1通	A-252-2
差上申一札之事(日商売衆抱女心安くいたし詫び) 湯町幾三郎→御役人中様	文政12丑年4月	縦紙・1通	A-252-3
一札之事(村役人蔑みの詫び) 当人五郎右衛門、一→村役人中、惣村中 下書		縦継紙・1通	A-252-4
御詫証文之事(御役所に対し過言との風聞につき) 亀八俵栄治→御名主広右衛門様	文政9戌年3月	縦継紙・1通	A-252-5
一札之事(両親への心得違いにつき詫び) 中野村広右衛門俵祐作、立会人清右衛門、松川村同元右衛門→同村林輔殿、直兵衛殿、儀兵衛殿	天保8酉年10月	縦継紙・1通	A-252-6
差出申一札之事(身持不埒につき詫び) 新町詫人戸右衛門、ほか7名→西町権之丞殿	文化13子年4月	縦継紙・1通	A-252-7
差出申一札之事(笠原村百姓娘との件) 水内郡真光寺村喜作俵藤作、高井郡大俣村八郎右衛門→権之丞殿 控	天保12丑年8月	縦紙・1通	A-252-8
乍恐以書付奉願上候(当村西国巡礼者の途中逗留の件不届につき詫書、下書) 中野村三役人→中野御役所	文化13子年10月	縦紙・1通	A-93
乍恐以書付奉願上候(栗田御殿御貸付金につき日延願) 高井郡坪山村増右衛門代新右衛門、同郡中野村瀬左衛門(印抹消)、同村与頭彦兵衛(印抹消)、同村受人定三郎→大草太郎右衛門様中野御役所 案、端裏書「坪山増より瀬左へ□り出入日延下書」	文化14年5月	縦継紙・1通	B-194
奉差上済口証文之事(水内郡小玉村百姓年貢金取替分滞り出入に付、熟談内済のこと) 水内郡小玉村富八(印)、同断きよ(印)、浅次郎(印)、右村名主儀右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、同所郷宿伊由右衛門殿、同断林兵衛殿、当村善右衛門殿 古橋隼人役所宛済口証文写あり	文化5年辰6月	縦継紙・1通	B-133
去ル丑皆済目録之事 名主清左衛門(印)→中□川親類元八□	文政元年寅11月11日	堅切継紙・1通	B-282
借入金証文事(商売仕入金100両) 中野御支配中野西町金借主清之丞、右同断新保村受人善左衛門、善光寺堅町親類受人庄左衛門→松代松沢武兵衛殿 写	文政元寅年12月	縦紙・1通	A-140-1
差添申一札之事(清之丞借金につき請負一札) 中野御支配所新保村親類清之丞、善光寺堅町同断庄左衛門→松代	(文政元)(12月)	縦紙・1通	A-140-2

松沢武兵衛殿			
乍恐書付を以奉願上候(重右衛門・同弟弥吉を相手取私欲横道取斗いたし候につき) 当御代官所信州高井郡新井村小前惣代訴訟方勝五郎、百姓代同安五郎、組頭同金助、同同次郎兵衛、同村名主相手方重右衛門、同人弟百姓弥吉、七瀬村名主扱人喜右衛門、中野村名主権之丞、郡中代同彦次郎、郷宿定兵衛、同専十郎→杉庄兵衛様中野御役所 端裏書「新井村内済証文」、奥書あり	文化6年巳11月	堅切紙・1通	B-173
亥御年貢皆済勘定覚 下書		堅継紙・1通	A-182-1
卯御年貢皆済勘定覚	(文政2カ)	堅継紙・1通	A-182-2
酉御年貢皆済勘定覚	(寛政12)	堅継紙・1通	A-182-3
子御年貢金皆済勘定覚 端裏書「下書不用、子年本書彦兵衛引渡シ申候」(「不用」部分に墨消)		堅継紙・1通	A-182-4
(年貢金皆済勘定覚、下書)		堅継紙・2通	A-182-5
乍恐以書付奉願上候(江戸表親類方へ罷越度願) 高井郡犬飼村年寄市左衛門、ほか名主2名→古山善吉様中野御役所	文政4年巳3月	堅継紙・1通	A-189
御貸附金拝借証文之事(雛型) 何誰領分信州一、拝借人、親類、組合、百姓代、与頭、名主→杉庄兵衛様中野御役所	文化6酉年10月	堅紙・1通	A-143-1
質地証文之事(当御貸附金拝借につき、雛型) 何誰領分信州何郡何村、拝借人、親類、組合、百姓代、与頭、名主→杉庄兵衛様中野御役所	文化6酉年10月	堅紙・1通	A-143-2
差上申済口証文之事(北鴨ヶ原村若者共騒立につき) 高井郡北鴨ヶ原村願人長七、同村相手弥代吉、同同清作、同同利左衛門→	文政7年申8月	堅切継紙・1通	B-195
添証文之事(当町若者栄治御陣中へ過言につき詫) 長二郎(爪印)、ほか34名→広右衛門様	文政9戌年3月	堅継紙・1通	A-162
済口証文之事(栗林村要左衛門女房離縁出入に付) 栗林村六郎兵衛、同嘉兵衛、名主次左衛門、中野表権之丞、扱人安源寺十郎治→ 155-1~4は旧封筒一括、155-1~3は同文、写	文政9年戌6月	堅継紙・1通	B-155-1
済口証文之事(栗林村要左衛門女房離縁出入に付) 栗林村六郎兵衛、同嘉兵衛、名主次左衛門、中野表権之丞、扱人安源寺十郎治→ 写	文政9年戌6月	堅継紙・1通	B-155-2
済口証文之事(栗林村要左衛門女房離縁出入に付) 栗林村六郎兵衛、同嘉兵衛、中野表権之丞、扱人安源寺十郎治、名主次左衛門→ 写	文政9年戌6月	堅継紙・1通	B-155-3
乍恐以返答書奉願上候(栗林村要左衛門女房離縁出入に付、六郎兵衛より訴訟のため返答書のこと) 下書		堅継紙・1通	B-155-4
奉公人年季証文之事(下書) 中野村人主権右衛門、同請人重兵衛→中野村治左衛門殿	文政9戌年8月	堅紙・1通	A-90
乍恐以書付奉願上候(私欲押領出入に付、相手方召出の上糾明のこと願) 高井郡安田村願人伝左衛門→大原四郎右衛門様中野御役所	文政9年戌8月	堅継紙・1通	B-156
覚(利金勘弁の上、元金100両返済の約定証) 中野西町清之丞→松代松沢文右衛門殿 写	文政10戌年5月日	堅紙・1通	A-151
詫書之事(渡世穀物金10両につき飯山渡ニ43俵に定候) 中野西町次佐衛門→飯山町権蔵殿	文政10年亥7月	堅切継紙・1通	B-312

渡辺家/中野村名主

差上申一札之事(風聞不宣ため商売延引を被申聞、一同打寄糺合) 要右衛門、ほか11名、立会人忠兵衛→村役人中様	文政11子年7月	縦継紙・1通	A-165
乍恐書付を以奉御願上候(中野常末寺按貞長老迂化に付入院の儀、並びに庫裡再建に付調堂金用立ての節証印を督促するも不当の模様にて願) 高井郡新野村松山寺禪鳳→長国寺御役寮 端裏書「亥十一月十五日二禄□方□迄も内見入置候」あり。	文政11年子12月	切継紙・1通	B-159
乍恐以返答書奉申上候(高井郡小田中村金左衛門より松川村定兵衛を相手取り貸金出入に付、願いの通り定兵衛御赦免くだされ、金右衛門の理解仰せつけられたため返答書のこと) 高井郡松川村定兵衛(印)、同村儀兵衛煩二付代兼名主和吉(印)→大原四郎右衛門様御役所	文政12年丑	切紙・1通	B-161-1
濟口証文之事(高井郡小田中村名主金左衛門、同郡松川村百姓定兵衛相手取り貸金出入に付、中野村権之丞立入熟談内済のこと) 小田中村願人金左衛門、松川村相手定兵衛、中野村扱人権之丞、同村同名主廣右衛門→大原四郎右衛門様御役所 旧封筒161-1~2は一括。	文政12年丑7月	切継紙・1通	B-2
一札之事(当年七月立ヶ花村名主柳八方にて振舞の際口論に付、詫一札) 高井郡立ヶ花村源藏、茂兵衛、徳三郎、利右衛門惣代兼定八(印)、名主柳八(印)、彦五郎(印)→中野村名主廣右衛門殿 継ぎ目裏に連印あり。	文政12年丑2月	切継紙・1通	B-162
議定之事(前々御法度の儀、名主役の儀、名主料の儀、村入用の儀に付) 高井郡立ヶ花村名主良八、与頭定八、百姓代茂右衛門、先名主角兵衛、小前惣代梅次郎、卯兵衛、定藏、四良左衛門、九多田村第次郎、中野村廣右衛門→御役所 良八、定八、茂右衛門の奥書あり。連印した議定書の写を役所へ提出した写。出入後の議定書か。	文政12年丑2月	切継紙・1通	B-163
預申金子之事(飯盛奉公人抱金15両の借用) 白鳥村借用人富藏、受人中野新田町幸助、立合人間山村利衛門→奥山田村惣五郎殿	文政12丑4月13日	縦紙・1通	A-88
濟口義証文案之事(真田伊豆守川那法会所附金拝借の所元利返済滞りに付、松代町町人寺社奉行へ訴え出た件の濟口証文案文) □□人赤左衛門、中野方孝兵衛・彦兵衛代兼名主廣右衛門、立人町人喜右衛門、重立百姓石五郎→ 継ぎ目剥離。	文政12年丑5月	切紙・1通	B-160
乍恐書付を以奉願上候(上州吾妻郡民五郎高井郡間長瀬村にて博打いたし、捕えられ候儀につき、勘弁願下書) 下部破損	文政13年寅5月	縦継紙・1通	D-595
乍恐以書附御慈悲奉願上候(月宮院の博奕召捕赦免願) 高井郡更科村檀中惣代嘉兵衛、同村役人惣代名主吉右衛門→井上太郎左衛門様中野御役所	文政13寅年5月25日	縦継紙・1通	A-161
相渡申一札之事(女召抱につき給金残額の確認) 中野湯町本人要左衛門、受人広市→越後国直江津砂山松五郎殿	文政13寅年6月	縦紙・1通	A-91
差上申内済証文之事(佐伝次女房家出御吟味之處内済濟口証文に付) 高井郡亀倉村百姓願人佐傳次、同郡井上村百姓相手重左衛門、同人悴吉藏、亀倉村名主長左衛門、井上村百姓代勇右衛門、宿清左衛門、同扱人与四郎、権之丞→ 貼り紙あり	文政13年寅9月	切継紙・1通	B-164
前文略(作次郎太兵衛伝兵衛前屋敷此度田成御願可申上候事) 伝左衛門(印)、作次郎(印)、清三郎(印)、仙右衛門(印)、安兵衛(印)→権之丞殿、佐右衛門殿 貼り紙あり、166-1~2旧封筒一括	天保2年卯6月	切継紙・1通	B-166-1

差上申濟口証文之事(作治郎太兵衛伝兵衛前屋敷此度田成御願可申上候事、用水路は新堰相用可事など一件に付、伝左衛門作治郎双方熟談内濟濟口証文) 高井郡市之割村百姓伝兵衛代俵願人伝左衛門、同所百姓佐左衛門代俵差添清三郎、同所相手作治郎、差添仙右衛門、百姓代惣助、名主安兵衛、中野村郷宿扱人与四郎、同所定兵衛、佐右衛門、権之丞→井上五郎左衛門様中野御役所 166-1と内容類似	天保2年卯7月	切継紙・1通	B-166-2
乍恐以書附御訴訟奉御緹候(西江部村清五郎酒代踏倒し羽織借用のまま不返難渋に付不殘相返し候様願上) 水内郡権堂村茶屋小太郎→関旦那様	天保2年卯7月	切継紙・1通	B-165
為取替濟口一札之事(高井郡湯田中村百姓清次郎貸金一件に付為取替証文) 湯田中村清次郎(印)、戸狩村文四郎(印)、同名主高右衛門(印)、中野権之丞(印)、湯田中村六右衛門、篠井村彦助→	天保3年辰3月	切紙・1通	B-167
為取替議定書之事(水内郡西条村質地出入り証文并取替為証文) 水内郡西条村百姓兵左衛門、差添人名主作大夫、同村之内福岡新田弥右衛門、久次郎、新左衛門、長吉、吉兵衛、差添人喜原次、西江部村名主扱人只右衛門、中野村同権之丞、同宿与四郎、同清左衛門→ 下書2通あり	天保3年辰3月	切継紙・6通	B-168
村請乞一札之事(町人武兵衛其御村方江罷越借宅) 水内郡飯山伊勢町組頭源兵衛→高井郡松川村名主元右衛門殿	文政6年未4月	豎紙・1通	A-261
入置申一札之事(五荷村百姓の中野村権之丞宛証文への加印仲介につき) 戸狩村順慶寺→中野村上州屋梅之助殿	天保3年辰12月5日	豎紙・1通	A-254
菩提寺江入置申一札之事(茂右衛門身持ち不埒につき今後残田地は手放さざること取極) □中野村権之丞立会いとあるので、中野名主家の文書カ	天保4年巳3月日	豎継紙・1通	D-552
差上申一札之事(村役人衆中江対し一答之申開無御座候につき) 湯町五郎次(印)、引請人湯町中惣代力蔵(印)、同断親類中惣代千代太→権之丞殿	天保4年巳7月	豎切継紙・1通	B-288
乍恐以書附奉願上候(仰せにより下田・畑2ヶ所起返分の本免入願) 高井郡中野村百姓代儀兵衛、組頭清左衛門、同直兵衛、同林輔、名主広右衛門→井上十左衛門様御役所	天保4巳年10月	豎継紙・1通	A-159
差出シ申日延一札之事(借借金元利返済につき) 高井郡山口新田八兵衛、同村善左衛門→中野新町権之丞殿	天保5午年2月日	豎紙・1通	A-148
御尋二付乍恐以書付奉申上候(高井郡戸狩村百姓松代領佐野村にて変死一件に付、御尋ねへの返答書) 高井郡中野村五人組惣代孫助(印)、伝四郎(印)、要右衛門(印)、清八(印)、重吉(印)、勘右衛門(印)、文兵衛(印)、源次郎(印)、市右衛門(印)、直右衛門(印)、儀右衛門(印)、源之丞(印)、折右衛門(印)、文左衛門(印)、伝之丞(印)、安兵衛(印)、武七(印)、源次(印)、利左衛門(印)、儀右衛門(印)、唯吉(印)、吉右衛門(印)、折七(印)、戸右衛門(印)、亀八(印)、万助(印)、仁平(印)、正右衛門(印)、又兵衛(印)、半次郎(印)、藤右衛門(印)、定右衛門(印)、千代太(印)、与四郎(印)、支右衛門(印)、富八(印)→井上十左衛門様御役所 継ぎ目に五人組惣代の連印あり。	天保5年午11月	切継紙・1通	B-169
乍恐以書付奉願上候(買上石代差加金の下戻願、下書)	(天保5カ)	豎継紙・1通	A-186
天保六未年(年貢高及び利足割合い書上)「覚 金一両二付」の裏書あり	天保6年未	切紙・1通	B-320

渡辺家/中野村名主

乍恐書付を以奉願上候(村内休日に若者共一同集まり長助から幟竿で俵七次郎目をつかれ薬用いたらず潰れのこと、田畑も荒れのこと、長助強勢申張につき不実理不尽の始末御糾明願) 当御支配所[]高井郡新[]願人組頭親類兼[]、差添[]→鈴木半十郎様中野御役所 名主奥印あり	天保7甲8月	縦紙・1通	D-535
差上申一札之事(御歳米御買請につき) 品川九一郎印、大矢茂左衛門印→荒井宿升屋健次郎殿	天保7年申11月23日	堅切継紙・1通	B-280
乍恐以書付奉申上候(変死無宿者の親を明小屋に逗留させた旨、御尋につき返答) 高井郡中野村百姓弥右衛門→大原左近様御役所 名主の奥書あり	天保7甲年12月	縦紙・1通	A-59
(家屋敷質物相渡質代金受取につき) 中野中町質地渡シ人吉五郎、親類惣代新右衛門、太平次、五人組請人太兵衛→下書カ	天保7年12月	堅切継紙・1通	B-284
拝借仕金子証文之事(当村夫食手当金として50両) 拝借人中野村百姓代儀兵衛、組頭清左衛門、同直兵衛、同林輔、名主広右衛門→大原左近様御役所 端裏朱書「金五拾両 中野村」	天保7甲年12月	縦紙・1通	D-860
乍恐書付を以奉願上候(御拝借物返上納年延の再願) 郡中名主惣連印→写	天保8)	縦紙・1通	A-21-1
乍恐書付を以奉願上候(御拝借物返上納年延の再願) 下書	天保8)	縦紙・1通	A-21-2
拝借証文之事(陣屋詰粉142俵の借用) 松川村名主元右衛門、中野村組頭見習権之丞→中野御役所	天保8年6月	堅継紙・1通	A-167
乍恐以書付奉願上候(高井郡穀屋議定違変私欲不法出入に付、馴合雑買等不致様嚴重申付のこと願) 右(中野村穀屋)真右衛門、要右衛門、治左衛門→小林藤之助様御役所 下書	天保8年酉10月	堅継紙・1通	B-144
乍恐以書付奉願上候(飯山藩物成粉買請をめぐって静岡村と相論につき飯山役場への添翰願) 水内郡小沼村之内戸隠新田願人政右衛門、ほか3名→小林藤之助様中野御役所	天保8酉年11月	縦紙・1通	A-102
一札之事(須坂郡海淵組辰五郎儀慥成者に付) 須坂町作治郎(印)→御役人衆中 端裏書「須坂辰五郎」	天保8年酉	堅切紙・1通	B-27
乍恐以書付奉願上候(質札下付願) 高井郡中野村願人忠兵衛→上野四郎三郎様御役所 名主林右衛門奥書あり	文化元子4月	縦紙・1通	A-238-1
乍恐以書付奉願上候(質札下付願) 高井郡中野村質鑑札願人長蔵→岡本忠次郎様御役所 村役人5名の奥書あり	天保9戌年7月	堅継紙・1通	A-238-2
奉請取金子之事(陣屋内蔵詰困粉28石買上代金) 信州高井郡中野村名主権之丞、松川村名主文右衛門→岡本忠治郎様元御役所 権之丞の印影切取	天保10亥年7月3日	縦紙・1通	A-178
乍恐以書付奉願上候(諏訪社神楽興行時の若者獅子舞手踊許可願、下書) 高井郡中野村大宮司傳田越後、ほか村役人5名→北條雄之助様御役所	天保10亥年8月	縦紙・1通	A-98
覚(森之助横取之筋につき願書) 善光寺東町森之助→中野東町仁平治殿 奥書あり	天保9年戌9月25日	堅切継紙・1通	C-353-1
(同人横取之筋につき願書)	12月17日	堅切紙・1通	C-353-2
差上申一札之事(中野村御林より新保村用水御普請入用木を伐渡) 信州高井郡中野村組頭直兵衛、ほか2名、同郡新保村名主保十郎、ほか3名→岡本忠治郎様御手代岡野荘四郎殿	天保9戌年11月	縦紙・1通	A-83

差上申一札之事(博奕・盗の科で無宿藤蔵死罪の旨遠山左右衛門尉下知につき請書) 村役人惣代権之丞、ほか20名→岡本忠二郎様御役所	天保9戌年11月26日	縦継紙・1通	A-175
(治右衛門ほか4名の盗穀物買上額書上) 175にはさみこまれていた	(天保9)	切紙・1通	A-175-1
高井郡中野村当亥年春々年季下抱候奉公人書上候 高井郡中野村百姓代市右衛門(印)、彦兵衛(印)、清左衛門(印)、直兵衛(印)、名主権之丞(印)→岡本忠治郎様御役所	天保10年亥	縦帳・1通	C-381
乍恐以書付奉歎願上候(理不尽押領出入に付、御吟味のこと願) 北條雄之助様中野御役所 「当御陣屋下中野枝郷栗和田組百姓願人弥五左衛門、同村親類清兵衛、同村差添鬨兵衛、同郡中野本町百姓相手又兵衛、同郡中野連光寺当住弟侍縦、同断西町百姓儀右衛門組下百姓彦蔵俵相手茂作、同郡中野枝郷栗和田組百姓弥曾八俵相手惣吉、御陣屋下松川村百姓守之助」と願人・相手方記述あり	天保11年子正月	縦継紙・1通	B-145
乍恐以書付御吟味御下ヶ之儀奉願上候(高井郡百姓喧嘩打擲出入熟談に付、御吟味御下げのこと願) 信州高井郡中野西横町又市、同州同郡草間村健治郎、他10名→大原左近様中之原御役所 写	天保11年子3月7日	縦継紙・1通	B-146
差出申一札之事(借屋送状) 須ヶ川組名主要蔵→中野村御名主中	天保12丑年2月	縦紙・1通	A-137
乍恐以書付奉願上候(身上不如意につき出穀備初御下願) 高井郡中野村字祐親類百姓源治、ほか村役人4名→北條雄之助様御役所 差出の印鑑切取	天保12丑年2月	縦継紙・1通	A-260
差上申済口証文之事(高井郡百姓相続出入に付、和談内済のこと) 井上山→音吉殿内吉重郎殿 「松代御領所御役所宛済口証文の取替分写、高井郡幸高村願人伝之丞、親類組合并定右衛門代俵新兵衛、差添仮名主三右衛門、相手方音吉、同吉重郎、組合親類兼瀧左衛門、相手治郎左衛門、差添百姓代重右衛門、同郡松之崎村取締役扱人清太夫、同幸高村同断山岸丹後」と願人・相手方記述あり	天保12年丑)2月19日	縦継紙・1通	B-147
乍恐以書付奉願上候(温泉稼年季明につき切替許可願、下書) 高井郡中野村百姓代市右衛門、ほか村役人3名→北條雄之助様中野御役所	天保12丑年4月	縦紙・1通	A-101
乍恐以書付奉願上候(樋筋修復の間焙湯渡世始めたい旨) 高井郡中野村仮組頭儀兵衛、ほか村役人5名→加藤雄之助様御役所	天保12丑年6月	縦紙・1通	A-158-1
乍恐以書付奉願上候(いずれ湯樋を修復するので当面冥加永を上納する旨) 写カ		縦紙・1通	A-158-2
乍恐以書付奉願上候(高井郡松川村百姓同郡百姓娘連出一件に付、相手方名代又兵衛・茂作兩人呼出手違不届きの儀お尋ねのこと願) 写	天保12年丑6月	縦継紙・1通	B-148
乍恐以書付奉願申上候(中野村酒造人権之丞、酒造類焼に付、壁田村百姓硝之丞地内土蔵の借用願) 高井郡壁田村地主硝之丞(印)、右村名主庄兵衛(印)、同郡中野村酒造人権之丞(印)→北條雄之助様御役所 継ぎ目に連印あり。中野村組頭彦兵衛の奥書と印あり。	天保12年丑8月	切継紙・1通	B-230
差出申一札之事(盗難品の下げ渡しにつき受取) 高井郡間山村百姓金兵衛、同権右衛門、ほか村役人2名→中野村御役元	天保12丑年9月6日	縦継紙・1通	A-176
為取替済口一札之事(高井郡夜間瀬村地内三十五ヶ村他二ヶ村入会雑木伐取一件に付、熟談納得のこと) 高井郡夜間瀬村之内宇木組稼人儀兵衛、同村名主久兵衛	天保12年丑12月	縦継紙・1通	B-149

衛、夜間瀬村惣代次川名主要蔵、同郡中野村立入人名主権之丞、同郡金井村立入人取締役嘉左衛門→同郡弥沢村名主代(佳)左衛門殿、組頭五右衛門殿、小前惣代宇兵衛殿、同安次郎殿、同安右衛門殿 写カ			
乍恐以書付御届奉申上候(中野村百姓青蓮院宮様拝借金一件の儀差紙頂戴の処出府に付、御日延願・帰国の旨届) 高井郡中野村借家百姓権右衛門(印)、仮組頭彦九郎(印)、名主権之丞(印)→中野御役所 旧封筒150-1~は旧封筒一括	天保12年丑12月	縦継紙・1通	B-150-1
差添申一札之事(俗新田百姓借家送り一札のこと) 俗新田たな請人新蔵(印)、百姓代弥五八(印)、組頭為右衛門(印)→中野村名主権之丞殿 150-2~3は、150-4~7に挟込一括、端裏書「石+容(俗カ)新蔵」、写	天保13年寅	堅切紙・1通	B-150-2
差上申済口証文之事(青蓮院宮様御貸付金一件に付、中野村百姓拝借不納分新規証文に改め対談行届のこと) 北條雄之助御代官所信州高井郡中野村百姓権右衛門→寺社御奉行所様 写	天保13年寅4月11日	縦継紙・1通	B-150-3
(安政六未四月一金10両他滞元利合金33両3歩書上) 拝借人権右衛門、請人大乗寺、親類金右衛門、同平五郎、名主広右衛門、組頭彦之丞、百姓代清左衛門→ 150-4~7は折畳一括、150-4-1~4は折畳一括、写		切紙・1通	B-150-4
乍恐以書付奉願上候(貸付金万一滞りの節、当人返納差支の際も同情返納のこと一札) 北條雄之助御代官所信州高井郡中野村百姓権右衛門、差添人組頭彦九郎、右宿□田関山町式丁目信州屋新助代泉屋→栗田御領江戸御貸附所御役人中様 写	天保12年丑12月13日	切紙・1通	B-150-4
乍恐以書付奉願上候(元金10両他拝借金返納滞りに付、御日延願) 北條雄之助御代官所信州高井郡中野村百姓権右衛門、差添人組頭彦九郎→栗田御領江戸御貸附所御役人中様 写	丑12月13日	切紙・1通	B-150-4
奉拝借金子之事(青蓮院宮様御条理金一件に付、拝借人返納出来兼ねの際請取置の質畑を以て返納のこと) 後欠		切紙・1通	B-150-4
乍恐以書付御届奉申上候(戸田日向守より中野村百姓差紙頂戴に付、仮組頭差添出府のこと届) 高井郡中野村水吞百姓権右衛門、同村仮組頭彦九郎→中野御役所名主権之丞奥印あり、写	天保12年丑11月	縦継紙・1通	B-150-5
乍恐以書付御届奉申上候(戸田日向守より中野村百姓差紙頂戴に付、仮組頭差添出府のこと届) 高井郡中野村百姓水吞百姓権右衛門(印)、同村仮組頭彦九郎(印)→中野御役所 写、150-5と同文、名主権之丞奥印あり	天保12年丑11月	縦継紙・1通	B-150-6
拝見一札之事(戸田日向守より差紙頂戴拝見承知に付、出府着のこと届) 北條雄之助御代官所信州高井郡中野村名主権之丞、組頭清左衛門→江戸馬喰町四丁目植木屋藤兵衛殿 写	天保12年丑11月13日	縦継紙・1通	B-150-7
(米代金書上)	天保12年丑	堅切紙・1通	C-366
乍恐以書付御窺奉申上候(如来寺後住・修復に付、惣世話方立合の上修復取り懸かりのこと) 千代多→名主権之丞様、町役人衆中様 123-1~2旧封筒一括	天保13年寅2月	縦継紙・1通	B-123-1
(法運寺方丈如来寺一件願立の由捨置難に付、世話人寄合示談に及び相断のこと上申) 千代多→	2月25日	堅切紙・1通	B-123-2
寄場無事道具直段附帳 中野村名主権之丞(印)→中野御役所	天保14年卯3月	縦長・1冊	C-398